

(健Ⅱ68F)

令和2年4月24日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 泡 敏

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る
宿泊療養又は自宅療養の考え方について

新型コロナウイルス感染症の無症状原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。)に係る宿泊療養及び自宅療養の対象等の考え方等につきましては、令和2年4月3日付け(健Ⅱ9F)等をもってご連絡申し上げたところです。

今般、家庭内での感染事例が発生していること、また、症状急変時の適時適切な対応が必要であること等を踏まえ、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて別添の事務連絡がなされ、宿泊施設が十分に確保されているような地域においては、宿泊療養を基本として対応するよう依頼がなされましたのでご連絡申し上げます。

なお、同事務連絡では、子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合は、自宅療養をすることとしても差し支えないとしており、その場合であっても、定期的に健康状態を把握する等の必要な対応を行うよう求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、宿泊施設等における軽症者等への健康観察等のための体制構築について、各都道府県等と引き続きご協議いただきますようお願い申し上げますとともに、関係医療機関等に対してご周知賜りますようお願いのほどよろしくお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html